

電子入札の手引き (印刷業務)

令和 8 年 10 月

会津若松市

目 次

○第一章	制限付一般競争入札について・・・・・・・・・・	P 1～7
○第二章	見積合わせについて・・・・・・・・・・	P 8～12
○第三章	制限付一般競争入札による電子入札について ・・・・・・・・・・	P 13～16
○第四章	見積合わせによる電子入札について ・・・・・・・・・・	P 17～19
○参考資料	・・・・・・・・・・	P 20～23
別紙 1	電子入札公告例	(P 20～21)
別紙 2	価格内訳書の記載例	(P 22)
別紙 3	入札参加資格審査調書の記載例	(P 23)
○入札契約関係様式	・・・・・・・・・・	P 24～31
別紙 4	価格内訳書	(P 24)
別紙 5	入札参加資格審査調書	(P 25)
別紙 6	紙入札（見積）承認願	(P 26)
別紙 7	紙入札（見積）承認（不承認）通知書	(P 27)
別紙 8	紙入札（見積）用入札（見積）書	(P 28)

別紙 9 入札（見積）辞退届 (P 2 9)

別紙 10 質問書 (P 3 0)

別紙 11 質疑応答書 (P 3 1)

第1章 制限付一般競争入札について

電子入札による制限付一般競争入札制度概要（印刷業務）

項 目	内 容
対象案件	予定価格100万円超の印刷業務であって、この方式により発注を行うもの。
発注案件の公告	毎週木曜日、本庁、北会津支所、河東支所及び各市民センターに掲示するとともに、入札情報公開システムに掲載する。また、市契約検査課において閲覧に供する。
予定価格の事前公表	全てにおいて公告により事前公表する。
最低制限価格制度の適用	有
仕様書等の閲覧	入札情報公開システムに仕様書等に掲載する。
仕様書等についての質問及び回答	ファックスまたは電子メールにより質問の受付を行い、回答については、質問者へファックスするとともに、質問と回答の内容を市ホームページに掲載する。
入札参加申込	不要
入札方法	会津若松市電子入札システムにより入力、送信する。
入札保証金	免 除
価格内訳書	様式を入札情報公開システムからダウンロードし、入札時に電子入札システムにより提出
入札回数	1回。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ、かつ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。
入札参加業者数	入札参加資格要件を満たしていれば、受注意欲のある業者全てが参加できる（入札参加業者数の制限はない）。
入札経過の公表	落札候補者を決定した場合は、その都度、入札情報公開システムにより公表する。
入札参加資格審査（事後審査）	落札候補者に対し入札参加資格審査調書の提出を求め、入札参加資格審査（事後審査）を実施する。
入札結果の公表	開札日翌日から入札結果を入札情報公開システムに掲載するとともに、市契約検査課において閲覧に供する。 （※開札日翌日に落札者が決定しない場合は翌日以降）

※曜日については標準的なもので、休日等を含む場合、変わることがあります。

制限付一般競争入札について

1. 対象案件

予定価格が100万円を超える印刷業務

2. 発注の公告

(1) 公告日

毎週木曜日が公告日となります。

※ 当該曜日が休日等の場合は前日（水曜日）、市で設定する入札期間内に休日等が含まれる場合は、その日数分、入札（開札）日を繰り下げます。

(2) 公告場所

各公告場所（本庁、北会津支所、河東支所及び各市民センター）に掲示するとともに、入札情報公開システムに掲載します。

(3) 公告の内容

公告の内容については、別紙1 電子入札公告例を参考にしてください。

3. 予定価格の事前公表

当該公告により、予定価格（消費税込）を事前公表します。

4. 最低制限価格の適用

有。

最低制限価格を下回った入札を行った方は失格となります。

なお、最低制限価格については、落札候補者決定後に入札情報公開システムにより公表します。

5. 仕様書等の閲覧

印刷業務の仕様書及び契約書（案）については、各公告で定める閲覧期間内（入札期間中）において、入札情報公開システムにより公表します。

また、見本についても、各公告で定める閲覧期間内（入札期間中）において、契約検査課窓口にて閲覧できます。

6. 仕様書等についての質問及び回答について

(1) 質問書の受付

仕様書等についての質問は、ファックス又は電子メールにより、市契約検査課へご提出ください。

市契約検査課 ファックス番号 0242-39-1234

メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

※なお、ファクス又はメール送信後は、着信確認のため、必ず契約検査課（電話番号0242-39-1212）まで電話連絡してください。

(2)質問書の様式

質問書の様式については、市指定様式（同内容であれば、自社作成のものでも可。）とします。

様式については、市ホームページ内「事業者の方へ > 入札情報 > 2 一般競争入札公告等 > 仕様書等に関する質問・回答（印刷業務）>」に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

(3)質問に対する回答

質問への回答は、質問者に対してファックスで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を、市ホームページに掲載します。また、市契約検査課において閲覧に供します。

※入札書の提出前に必ず、質問及び回答の有無を確認してください。

7. 入札参加資格

公告で定める入札参加資格要件を、開札時においてすべて満たしていれば、入札に参加できます。

(1) 入札参加資格者名簿への登載について

入札参加資格者名簿に登載されている事業者が、入札参加の対象です。

※電子入札を行う場合にも当該登録が必要となります。

(2) 登録内容

「物品-印刷」の営業種目に登録していることが条件です。

(3) 地域要件

入札参加の対象者は原則、市内業者とします。

ただし、特殊な案件については、この限りではありません。

詳細は、公告に掲載する地域要件を確認してください。公告に掲載する地域要件の定義は、次のとおりです。

市内業者・・・市内に所在する本社又は本店を入札参加資格者名簿に登録している事業者をいいます。

準市内業者・・・市内に所在する支店又は営業所に契約締結権限を委任し、これらの支店又は営業所を入札参加資格者名簿に登録している事業者をいいます。

県内業者・・・市外かつ福島県内に所在する本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を入札参加資格者名簿に登録している事業者をいいます。

県外業者・・・福島県外に所在する本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を入札参加資格登録者名簿に登録している事業者をいいます。

(4) 許可資格等

対象となる業務に必要な許可及び資格を有していることが条件です。

(5) 技術者の配置

技術者の配置を要件に定めた場合においては、該当する技術者を配置することが条件です。

(6) 入札参加停止措置

市の入札参加停止措置を受けた場合においては、開札日時点において、当該入札参加停止期間を経過していることが条件です。

(7) 納入実績

納入実績の要件を定めた場合においては、当該納入実績を有していることが条件です。

(8) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定への非該当

- ・ 契約を締結する能力を有しない者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(9) 資本関係又は人的関係について

入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないことが条件です。

(10) 発注案件ごとに定める要件

その他、案件ごとに各公告で定める要件を満たしていることが条件です。

8. 入札方法

印刷業務に係る制限付一般競争入札は、原則として電子入札を適用します。

※ 詳しい入札方法については⇒ 第 3 章 制限付一般競争入札による電子入札について をご確認ください。

9. 入札参加申込

個々の案件に対して、参加申込は不要です。

10. 入札参加に必要な手続きについて

(1) 入札参加資格の取得（入札参加資格登録名簿への登録）

契約検査課へ入札参加資格審査申請を行い、「物品－印刷」の入札参加資格を取得する必要があります。申請方法や申請書類等については、市ホームページ内「事業者の方へ＞入札情報＞6 入札参加資格登録＞新規登録に係る書類（物品）」でご確認ください。

また、既に入札参加資格を有する事業者の方は、更新の手続きに遺漏のないようご注意ください。

(2) 電子入札用業者番号の取得

電子入札システムへの利用者登録には、市が付与する「電子入札用業者番号（数字 9 桁）」が必要です。新規に番号を取得したい場合は契約検査課（電話番号 0242-39-1212）へご連絡ください。

(3) 電子入札システムへの利用者登録

電子入札に参加するには、電子入札システムへの利用者登録を行う必要があります。利用者登録には、システム上で電子入札用の ID／パスワードを申請し、市の承認を得なければなりません。

利用者登録方法の詳細については、別葉の「少額物品・少額役務 利用者登録手順【ID／パスワード申請方式】」を確認してください。

本市における印刷業務の電子入札では、ICカードは使用しません。

11. 価格内訳書の提出

入札価格の積算状況を確認するため、入札参加者は、電子入札システムにより、入札書の提出に併せて、「価格内訳書」を提出していただきます。

※ 詳しい提出方法等については ⇒ 第3章 制限付一般競争入札における電子入札についてをご確認ください。

12. 開札について

開札は、各公告に定められた開札日時・開札場所において、公開で行うものとします。

13. 落札候補者の決定

入札参加者のうち、次の(ア)～(ウ)の該当者を除き、最低価格入札者を落札候補者としてします。

(ア) 入札が無効となった者

(イ) 入札額が予定価格を超過して失格となった者

(ウ) 入札額が最低制限価格に達しないため失格となった者

【電子くじによる落札候補者の決定について】

落札候補者となり得る同価の入札をした方が2人以上いる場合は、入札書提出の際に入力する「くじ入力番号」及び入札書提出時間等により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札候補者の順位を決定します。

14. 入札参加資格審査（事後審査）

(1) 落札候補者への通知

開札終了後、落札候補者に対してファックスにより審査関係書類の提出を依頼します。

【審査関係書類】

① 入札参加資格審査調書（一般委託業務）

② その他市が提出を求めるもので、入札参加資格審査に必要な書類

(2) 審査関係書類の提出

市から審査関係書類の提出についての通知を受けた落札候補者は、通知後2時間以内に審査関係書類をファックスにより市契約検査課（FAX番号 0242-39-1234）まで提出してください。なお、ファックス送信後は、着信確認のため必ず市契約検査課（電話番号 0242-39-1212）まで電話連絡してください。

※ 提出期限までに審査関係書類の提出がない場合、当該落札候補者の入札は無効となりますので、必ず期限内に提出してください。

※ 入札参加資格審査調書の記載事項については、別紙3 入札参加資格審査調書の記載例を参照のうえ、記載漏れ、記載誤りのないようご注意ください。

(3) 入札参加資格審査の実施

落札候補者より提出された審査関係書類に基づき入札参加資格審査を実施します。審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格要件を満たさない場合には、当該者を入札無効とし、最低入札価格に次いで低い価格の次順位落札候補者について資格審査を行います。当該審査の結果、次順位落札候補者が入札無効となった場合には、以下同様に次順位落札候補者に対し資格審査を行うものとします。

15. 契約締結

(1) 落札者への連絡

落札者には、電話で連絡します。

(2) 契約保証

契約を締結しようとする場合、会津若松市財務規則第 104 条の規定により、請負代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければなりません。

ただし、会津若松市財務規則第 105 条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除するものとします。

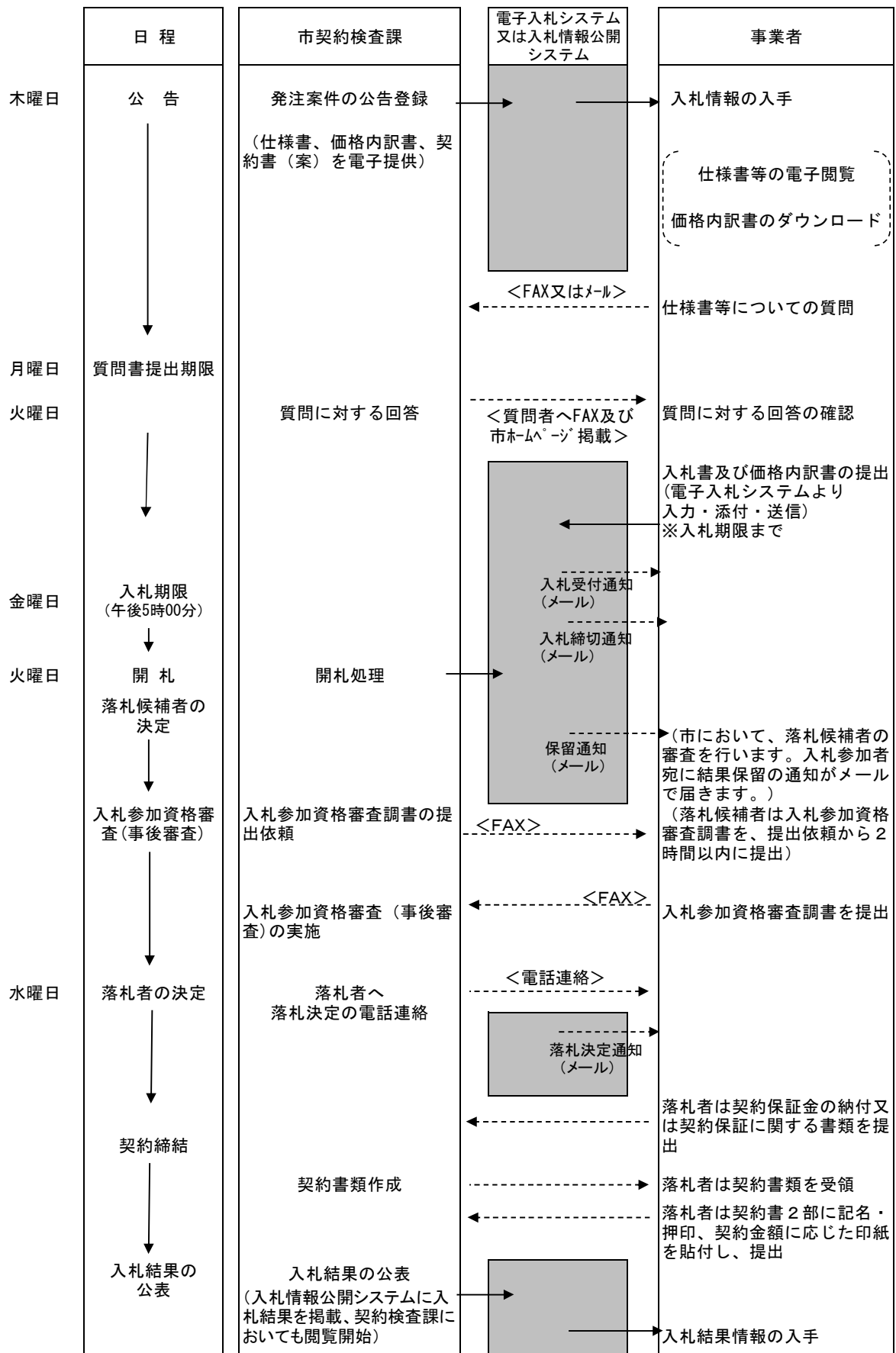
(3) 契約書類の提出先について

契約書及び契約保証に関する書類は、市契約検査課に提出してください。

16. 入札結果の公表

当該開札日の翌日には、入札結果を入札情報公開システムに掲載するとともに市契約検査課において閲覧に供します。（開札日の翌日に落札者が決定しない場合は翌日以降となります。翌日が休日の場合は、次の開庁日となります。）

事務手続きのフロー ～印刷業務 制限付一般競争入札（電子入札）～



※曜日及び時間については標準的なもので、休日等を含む場合、変わることがあります。

第2章 見積合わせについて

電子入札による見積合わせ概要（印刷業務）

項 目	内 容
対象案件	予定価格10万円以上100万円以下の印刷業務であって、この方式により発注を行うもの。
見積の通知	案件毎に、随時（曜日等の指定はなし。）、指名業者あてに通知する。指名業者への通知方法は、電子入札システムに登録したメールアドレスへの送付及び電子入札システム上の通知による。
予定価格の公表	決定後に公表する。
最低制限価格制度の適用	無
仕様書の閲覧	入札情報公開システムにおいて掲載する。
見本の閲覧	見積の通知を行った契約担当課の窓口にて、見積通知日から見積提出期限日までの間は閲覧可能。
見積参加対象者	市が指名する事業者のみが見積に参加することができる。
現場説明	原則、行わない。
見積方法	会津若松市電子入札システムにより入力、送信する。
見積回数	1回。ただし、見積金額が予定価格を超過している場合は、最大3回まで行う。
請書の提出	決定者は、入札情報公開システムから請書をダウンロードし、契約担当課へ提出する。
見積結果の公表	見積合わせ後、見積結果を速やかに入札情報公開システムに掲載するとともに、市契約検査課において閲覧に供する。

見積合わせについて

1. 対象案件

予定価格が 10 万円以上 100 万円以下の印刷業務

2. 見積の通知

案件毎に、随時（曜日等の指定はなし。）、入札参加資格登録業者かつ電子入札システムへの利用者登録を行っている事業者から複数者を選定し、電子入札システムに登録したメールアドレス及び電子入札システムで通知します。

3. 予定価格（税込）の公表

受注者の決定後に公表します。

4. 最低制限価格制度の適用

無し。

5. 仕様書の閲覧

見積の通知を受けた事業者は、入札情報公開システムで仕様書を閲覧（ダウンロード可。）してください。

6. 見本の閲覧

契約担当課の窓口にて、見積通知日から見積提出期限日までの間に限り、見本の閲覧が可能です。

見積通知メール内に記載のある「部局名・課所名」又は電子入札システムの「見積書提出」画面の左上にて契約担当課をご確認ください。

※契約担当課・・・総務部契約検査課・教育委員会教育総務課・上下水道局総務課の3課のいずれか

7. 見積参加対象者

市が指名する事業者のみが見積に参加することができます。市が指名する事業者は、原則、市内業者とします。

ただし、特殊な案件についてはこの限りではありません。

なお、地域要件の定義は、次のとおりです。

市内業者・・・市内に所在する本社又は本店を入札参加資格者名簿に登録している事業者をいいます。

準市内業者・・・市内に所在する支店又は営業所に契約締結権限を委任し、これらの支店又は営業所を入札参加資格者名簿に登録している事業者をいいます。

県内業者・・・市外かつ福島県内に所在する本社若しくは本店又は支店若しくは営業所

を入札参加資格者名簿に登録している事業者をいいます。
県外業者・・・福島県外に所在する本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を入札参加資格登録者名簿に登録している事業者をいいます。

8. 現場説明

原則、行いません。

ただし、案件により、市で現場説明が必要と判断した場合は、別途、見積合わせの指名業者宛にメール又はファックスで通知します。

9. 見積方法

原則として電子入札を適用します。

※詳しい見積方法については ⇒ 第4章 見積合わせによる電子入札について をご確認ください。

10. 見積参加（指名を受けるため）の必要な手続きについて

(1) 入札参加資格者名簿への登載について

入札参加資格者名簿（「物品」－「印刷」）に登載されている事業者である必要があります。

(2) 電子入札用業者番号の取得

電子入札システムへの利用者登録には、市が付与する「電子入札用業者番号（数字9桁）」が必要です。新規に番号を取得したい場合は契約検査課（電話番号 0242-39-1212）へご連絡ください。

(3) 電子入札システムへの利用者登録

電子入札に参加するには、電子入札システムへの利用者登録を行う必要があります。利用者登録には、システム上で電子入札用の ID／パスワードを申請し、市の承認を得なければなりません。

利用者登録方法の詳細については、別葉の「少額物品・少額役務 利用者登録手順【ID／パスワード申請方式】」を確認してください。

本市における印刷業務の電子入札では、ICカードは使用しません。

11. 決定について

予定価格内で、最低金額により見積もった方を決定者とします。予定価格内で最低金額を提示した者が複数あった場合は、電子くじで決定します。電子入札による場合で、見積提出の際には、くじ番号（任意の3桁）を必ず入力してください。

12. 見積回数

初回見積合わせの結果、最低見積価格が予定価格を超えている場合は、再度電子入札により見積書の提出をしていただきます。その際は、電子入札システムより再見積の通知を行います。

再度の見積においても最低見積価格が予定価格を超えている場合には、最低見積価格で見積書を提出した方に再度見積をお願いします。その結果、予定価格内であれば決定となります。

なお、1 回目の見積合わせに参加しなかった方（辞退者及び見積の提出をしていない者）及び無効の見積をした方は、2 回目以降の見積合わせに参加できません。

13. 見積金額について

見積金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額（税抜き額）を入力してください。
（見積金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を決定価格とします。）

また、見積書提出後の見積金額の訂正及び撤回はできませんので、見積書の提出（送信）前に、内容をよくご確認ください。

14. 辞退について

見積書の提出を辞退する場合又は見積書の提出後に辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出してください。

なお、見積提出期限までに見積書の提出がない場合は、辞退として取扱います。

15. 開札（見積合わせ）について

開札（見積合わせ）は、見積通知書に記載のある日時・場所において行うものとします。

16. 請書の提出

(1) 見積合わせの結果、決定した事業者は、入札情報公開システムより「請書」をダウンロードしてください。

(2) 決定した事業者は、「請書」に必要事項を入力又は記入し、速やかにデータ又は紙で契約担当課へ提出してください。

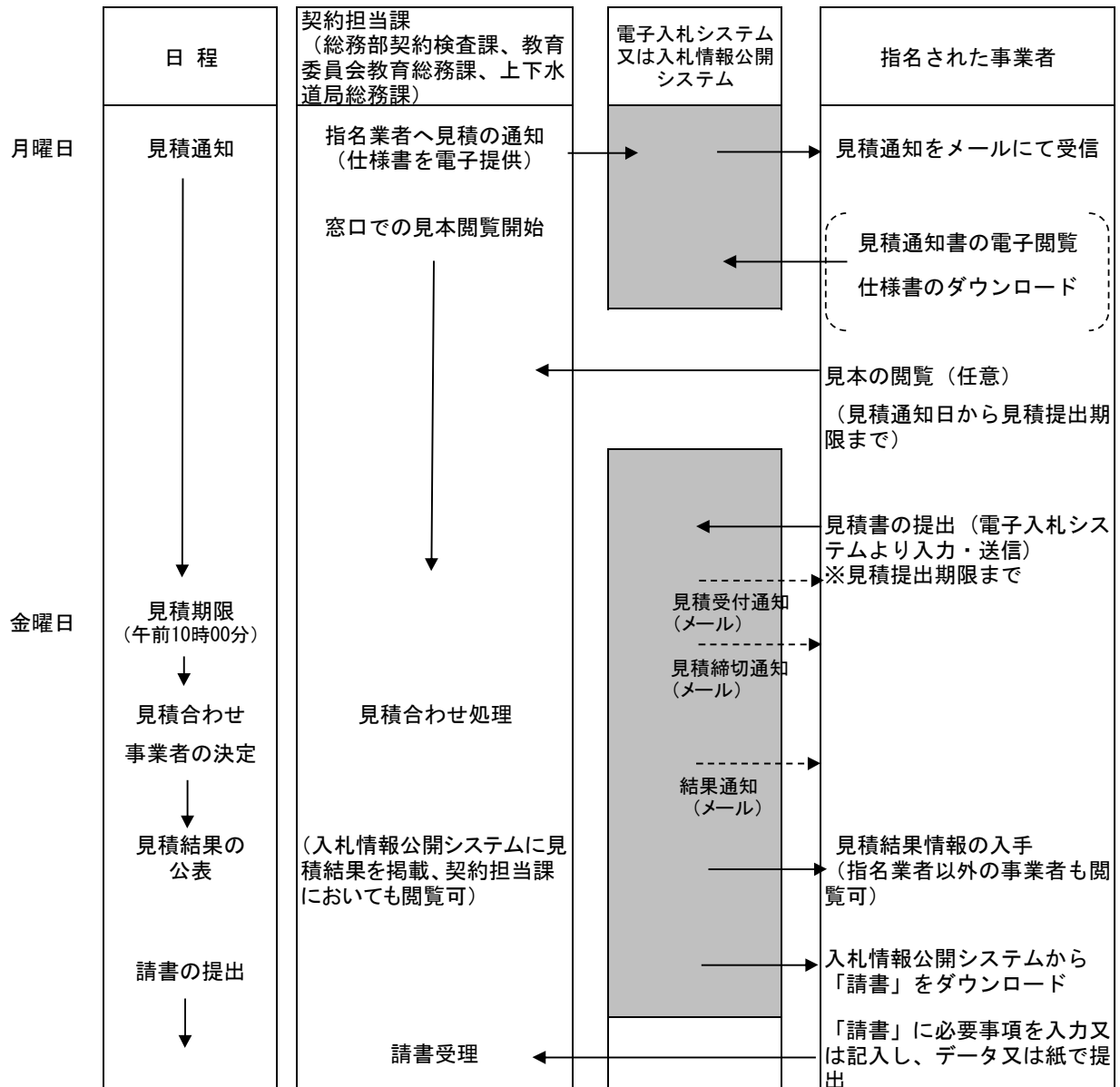
※紙で請書を提出する場合は、契約金額に応じた収入印紙を貼付（割印を含む。）する必要があります

17. 見積結果の公表

見積合わせの執行後、見積合わせ参加者宛に電子入札システムを通して決定者及び決定価格を通知します。

また、見積結果を入札情報公開システムに掲載するとともに市契約検査課において閲覧に供します。（見積合わせ日に事業者が決定しない場合は、再見積日以降に、決定又は不調の結果を掲載及び閲覧に供します。）

事務手続きのフロー ～印刷業務 見積合わせ（電子入札）～



※曜日及び時間については標準的なもので、休日等を含む場合、変わることがあります。

第3章 制限付一般競争入札による電子入札について

本市で行う制限付一般競争入札の電子入札は、次のとおりです。

1. 電子入札システム及び入札情報公開システムの利用時間

システムの利用時間は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日の、次の時間です。

電子入札システム	午前8時30分から午後8時まで
入札情報公開システム	午前6時から午後11時まで
ヘルプデスク（TEL 0570-021-777）	午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

2. システム上の入札方式について

本市で行う制限付一般競争入札は、電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて、以下の名称で表示し、実施するものとします。

(1) (総価・事後審査型) 制限付一般競争入札

総額で入札する方式です。発注数量が確定している場合は、この方式により行います。

(2) (単価・事後審査型) 制限付一般競争入札

単価で入札する方式です。発注数量が確定していない場合は、この方式により行います。

3. 「見積書」を「入札書」に読み替え

制限付一般競争入札の場合、本来「入札書」を提出いただきますが、システムの都合上、各所に「見積書」と表示されています。

制限付一般競争入札に参加する場合は、「見積書」を「入札書」に読み替えて、電子入札システム及び入札情報公開システムの操作を行ってください。

なお、入札公告においても、読み替えを行う旨を記載します。

4. 入札書及び価格内訳書の提出

(1) 入札書の提出

事前に登録したID／パスワードで、電子入札システムへログインのうえ、以下の手順により、必要事項を入力して提出してください。

① 入札金額の入力

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額欄に入力してください。

※消費税の税率については、入札公告を確認してください。

②「くじ入力番号」の入力

「くじ入力番号」の部分に、000～999 の3桁の任意の数字を入力してください。同価格の入札があった場合の順位決定を自動で行う電子くじの「くじ番号」の計算に使用されます。

③価格内訳書の提出について

※詳しい提出方法については

⇒ 5. 価格内訳書の提出について をご覧ください。

④入札書の提出

画面下部のボタンにより「提出内容確認」「印刷」を行います。最後に「入札書提出」ボタンを押し、入札書の提出を行います。

※入札書は一度提出すると、修正及び再提出ができなくなります。入札書は印刷し、保管しておくことをお勧めします。

(2)入札書提出の確認

提出した入札書が正常に送信されると、登録されたメールアドレスへ「入札書受信確認通知」が送信されます。必ずご確認ください。

※入札書受信確認通知の控えが必要な場合は、必ずこの画面で印刷を行ってください。

(3)入札期間

公告により入札期間が定めてありますので、期間内にご提出ください。期間内に「入札書提出」ボタンが押されなかった場合、入札書は未提出となりますので、余裕を持ったお手続きをお願いします。

※入札期間中に仕様書等に関する質問書が提出される場合がありますので、入札書はなるべく質問への回答後に提出手続きをしてください。

5. 価格内訳書の提出について

入札参加者は、価格内訳書に積算金額を記載又は入力し、電子入札システムにより、入札額の入力時に、添付（必ずコンピュータウィルスチェックを行ったうえで添付してください。）の方法で提出してください。

なお、価格内訳書の提出がない場合又は指定された価格内訳書とは異なる内容の書類が提出された場合は、当該入札参加者の入札は無効となりますので、ご注意ください。

(1)価格内訳書の様式

価格内訳書の様式は、市指定様式となります。案件ごとに品名及び数量（予定数量を含む。）が入力された価格内訳書を入札情報公開システムの発注情報閲覧画面に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

(2)記載又は入力上の注意事項について

価格内訳書は、入札金額の内訳となるものですので、次のことに十分注意したうえで記載又は入力してください。

①価格内訳書の合計金額と入札金額は一致するものとします。（1円単位まで）

②価格内訳書の金額は、様式に入力された品名についてのみ記載するものとし、他品目を付け加えることはしないでください。（端数調整のための「値引き」の記載も行わないでください。）

※価格内訳書の合計金額と入札金額が異なる入札、価格内訳書の金額欄又は合計欄が誤っている入札、明らかに積算等の事実が確認できない入札は無効となります。

(3)商号又は名称について

価格内訳書には事業者の商号又は名称を記載してください。

6. 紙入札の承認について

次の理由で電子入札に参加できない入札参加者は、市が承認した場合に限り、電子入札対象案件への紙入札を行うことができます。

(1)紙入札が認められる場合

入札参加者の責めによらない場合（電子入札システムや入札情報公開システムに起因する通信障害等）で、紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合。

(2)「紙入札（見積）承認願」の提出

開札日前日の午前 8 時 30 分から午前 10 時 30 分までの間に「紙入札（見積）承認願（別紙 6 参照）」を市契約検査課にファックス（0242-39-1234）で提出してください。

※同日午前 12 時までに、承認の可否について「紙入札（見積）承認（不承認）通知書（別紙 7 参照）」により、ファックスで回答いたします。

(3)「紙入札（見積）用入札（見積）書」及び「価格内訳書」の提出

紙入札の承認後、「紙入札（見積）用入札（見積）書（別紙 8 参照）」及び「価格内訳書（別紙 4 参照）」に必要事項を記入し、開札日時及び開札場所まで持参のうえ、提出してください。

なお、紙入札（見積）用入札（見積）書には、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（委任先を設けている場合には委任先の営業所等の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、市に届け出ている使用印鑑を鮮明に押印してください。

※当該紙入札参加者立ち会いのもと、市職員が、当該入札書に記載されている「入札金額」及び「くじ入力番号」を入力します。「くじ入力番号」の記載がない場合又は 3 桁の数字以外の文字や記号が記載されている場合は、一律「999」を入力します。

7. 入札の辞退

入札書の提出（送信）後に、入札を辞退する場合は、次の方法により入札辞退をしてください。

◆電子入札システムによる申請

電子入札システムへログインのうえ、開札前までに入札辞退の申請をしてください。

〔電子入札を使用できない場合の辞退の方法〕

次の理由で電子入札システムを使用した辞退申請ができない入札参加者は、紙による「入札（見積）辞退届（別紙 9 参照）」の提出を行うことができます。案件の開札日時まで、契約検査課にご持参ください。

- ・入札参加者の責めによらない場合（電子入札システムや入札情報公開システムに起因する通信障害等）で、紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合。

8. 開札について

開札は会津若松市役所本庁舎 6 階入札室において公開で行いますが、入札室の都合上、入札室への入室は人数を制限させていただく場合がありますのでご了承ください。

9. 入札の無効

会津若松市競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効となりますので、十分ご確認のうえ、提出してください。

- ① I D／パスワードを不正に使用して行われた入札
- ② 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行った時の入札
- ③ 価格内訳書の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
- ④ 価格内訳書の金額欄又は合計欄が誤っている入札
- ⑤ 価格内訳書が添付されていない入札、又は指定された価格内訳書とは異なる内容の書類が添付された入札
- ⑥ 価格内訳書において、明らかに積算の事実が確認できない入札

10. 入札回数について

(1) 入札回数

初度のみの1回とします。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ、かつ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行うものとします。

(2) 再度の入札の通知

初度の入札後、速やかに当該者に対しファックス又は電子入札システムによるメールにより通知します。

(3) 最低制限価格の再設定について

再度の入札となる場合には、入札に競争性及び公平性を保つため最低制限価格を再設定することとします。

11. I D／パスワードの不正使用について

I D／パスワードの不正使用による落札が判明した場合は、市は、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除することができます。また、当該入札を行った者に対して、入札参加停止を行うことができます。

12. 電子入札の免責事項について

次の理由により発生した利用者の損害について、市は、責任を負わないものとします。

- ① 入札参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等に起因する損害。
- ② コンピュータ、I D／パスワードに係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により他者が入札参加者になりすまして入札を行い、当該入札参加者本人に生じた損害。
- ③ 天災、事変その他電子入札システム管理者の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

第4章 見積合わせによる電子入札について

本市で行う見積合わせの電子入札は、次のとおりです。

1. 電子入札システム及び入札情報公開システムの利用時間

システムの利用時間は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日の、次の時間です。

電子入札システム	午前8時30分から午後8時まで
入札情報公開システム	午前6時から午後11時まで
ヘルプデスク（TEL 0570-021-777）	午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

2. システム上の入札方式について

本市で行う見積合わせは、電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて、以下の名称で表示します。

(1) (総価) 指名競争入札・見積合わせ・一者見積

総額で見積る方式です。発注数量が確定している場合は、この方式により行います。

(2) (単価) 指名競争入札・見積合わせ・一者見積

単価で見積る方式です。発注数量が確定していない場合は、この方式により行います。

3. 見積書の提出

(1) 見積書の提出

事前に登録したID／パスワードで、電子入札システムへログインのうえ、以下の手順により、必要事項を入力して提出してください。

① 見積金額の入力

決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額欄に入力してください。

※消費税の税率については、見積通知書を確認してください。

② 「くじ入力番号」の入力

「くじ入力番号」の部分に、000～999の3桁の任意の数字を入力してください。同価格の見積があった場合の順位決定を自動で行う電子くじの「くじ番号」の計算に使用されます。

③ 見積書の提出

画面下部のボタンにより「提出内容確認」「印刷」を行います。最後に「見積書提出」ボタンを押し、見積書の提出を行います。

※見積書は一度提出すると、修正及び再提出ができなくなります。見積書は印刷し、保管しておくことをお勧めします。

(2)見積書提出の確認

提出した見積書が正常に送信されると、登録されたメールアドレスへ「見積書受信確認通知」が送信されます。必ずご確認ください。

※見積書受信確認通知の控えが必要な場合は、この画面で印刷を行ってください。

(3)見積期間

見積通知書により見積期間が定めてありますので、必ず期間内にご提出ください。期間内に「見積書提出」ボタンが押されなかった場合、見積書は未提出となりますので、余裕を持ったお手続きをお願いします。

4. 紙見積の承認について

次の理由で電子入札に参加できない見積参加者は、市が承認した場合に限り、電子入札対象案件への紙見積を行うことができます。

(1)紙見積が認められる場合

見積参加者の責めによらない場合(電子入札システムや入札情報公開システムに起因する通信障害等)で、紙見積等を行うことが真にやむを得ないと認められる場合。

(2)「紙入札(見積)承認願」の提出

見積期限日前日の午前8時30分から午前10時30分までの間に「紙入札(見積)承認願(別紙6参照)」を契約担当課にファックスで提出してください。

※同日午前12時までに、承認の可否について「紙入札(見積)承認(不承認)通知書(別紙7参照)」により、ファックスで回答いたします。

(3)「紙入札(見積)用入札(見積)書」の提出

紙見積の承認後、「紙入札(見積)用入札(見積)書(別紙8参照)」に必要事項を記入し、見積期限までに契約担当課へ持参のうえ、提出してください。

なお、紙入札(見積)用入札(見積)書には、見積者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名(委任先を設けている場合には委任先の営業所等の住所、商号又は名称及び代表者職氏名)を記入し、市に届け出ている使用印鑑を鮮明に押印してください。

※当該紙見積参加者立ち会いのもと、市職員が、当該見積書に記載されている「見積金額」及び「くじ入力番号」を入力します。「くじ入力番号」の記載がない場合又は3桁の数字以外の文字や記号が記載されている場合は、一律「999」を入力します。

5. 見積の辞退

見積書の提出を辞退する場合又は見積書の提出後に辞退をする場合は、次の方法により見積辞退をしてください。

◆電子入札システムによる申請

電子入札システムへログインのうえ、見積期限までに見積辞退の申請をしてください。

[電子入札を使用できない場合の辞退の方法]

次の理由で電子入札システムを使用した辞退申請ができない見積参加者は、紙による「入

札（見積）辞退届（別紙9参照）」の提出を行うことができます。見積期限まで、契約担当課にご持参ください。

- ・見積参加者の責めによらない場合（電子入札システムや入札情報公開システムに起因する通信障害等）で、紙見積等を行うことが真にやむを得ないと認められる場合。

6. 見積の無効

会津若松市競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する見積は無効となりますので、十分ご確認のうえ、提出してください。

- ① I D／パスワードを不正に使用して行われた見積
- ② 同一の見積参加者が電子入札と紙見積の両方を行った時の見積

7. I D／パスワードの不正使用について

I D／パスワードの不正使用による落札が判明した場合は、市は、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除することができます。また、当該見積を行った者に対して、入札参加停止を行うことができます。

8. 電子入札の免責事項について

次の理由により発生した利用者の損害について、市は、責任を負わないものとします。

- ① 見積参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等に起因する損害。
- ② コンピュータ、I D／パスワードに係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により他者が見積参加者になりすまして見積を行い、当該見積参加者本人に生じた損害。
- ③ 天災、事変その他電子入札システム管理者の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

参考資料

電子入札公告文例(印刷業務)

別紙1

会津若松市公告 第〇〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和〇年〇月〇日

会津若松市長 〇〇 〇〇

1 委託業務番号	第 〇〇 号
2 委託業務名	〇〇〇〇の印刷業務
3 納入場所	〇〇部〇〇課の指定する場所
4 業種	印刷業務
5 業務の概要	・ 〇〇印刷 〇〇部 ・ 〇〇印刷 〇〇部
6 業務期間	契約締結の日から 令和〇年〇月〇日(〇) まで
7 予定価格	〇〇〇〇〇〇円(税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8 最低制限価格	最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。
9 入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(＝開札時をいう。)において次の①から⑨に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 ① 会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。 ② 登録内容 本市に 印刷業務 の業種登録のある者 ③ 地域要件 市内業者 であること。 ④ 許可資格等 ⑤ 技術者の配置 ⑥ 会津若松市入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。 ⑦ 業務実績 印刷業務の実績を有すること。 ⑧ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑨ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
10 仕様書等の閲覧	① 閲覧場所 会津若松市入札情報公開システム 及び 会津若松市契約検査課窓口(本庁舎6階) ② 閲覧期間 入札期間中とする。
11 発注見本の閲覧	① 閲覧場所 会津若松市役所契約検査課窓口(本庁舎6階) ② 閲覧期間 入札期間中とする。
12 仕様書等に対する質問	① 質問方法 本業務に関する質問は、原則として指定の質問書(会津若松市ホームページに掲載)によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。 ② 質問書送付先 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1234 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp ③ 質問期限 令和〇年〇月〇日(〇)午後5時15分まで ④ 質問に対する回答 質問書の回答は、後日すみやかに質問者にファックスで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

13	入札方法	
	① 提出物	入札書 及び 価格内訳書 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 入札者は、入札公告の際に掲載する価格内訳書に商号又は名称、単価等を入力し、電子入札システムにおける入札金額の入力時に当該内訳書を電子ファイルとして添付し、提出するものとする。
	② 入札方法	電子入札 ※電子入札に参加するには、下記のアドレスより利用者登録が必要です。一度登録がなされていれば、ID又はパスワードの変更等がない限りこの登録手続きは不要です。 会津若松市電子入札システム（アドレス） https://www.ebs.asp.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/common/dummy.jsp?name1=0620060006E00640
	③ 入札期間及び時間	令和〇〇年〇月〇日（〇） 午後〇時から 令和〇〇年〇月〇日（〇）午後5時15分まで ※ただし、土日祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く
14	開札日時等	
	① 開札日時	令和〇年〇月〇日（〇） 午後〇時〇分
	② 開札場所	会津若松市役所本庁舎6階 入札室
15	入札回数	初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ、かつ入札不落となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。
16	入札保証金	免除
17	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出についてファックスにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 （提出先）会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1234
18	入札の無効	① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 会津若松市印刷業務電子入札実施要領第19条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
19	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
20	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 ② 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）
21	その他	① 会津若松市入札心得、会津若松市印刷業務電子入札実施要領及び電子入札の手引き（印刷業務）を熟知のうえ、入札に参加すること。 ② 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。 ③ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ④ 電子入札システムで「見積書」と表示されているものは「入札書」と、「本件見積に関する見積説明書及び契約条項を熟知し下記の金額により見積もりいたします。」と表示されるものは、「本件入札に関する公告文、仕様書及び契約条項等を熟知し下記の金額により入札いたします。」とそれぞれ読み替える。

価格内訳書の記載例（印刷業務）

別紙 2

商号又は名称（ ○○○○○○会社 ）

商号又は名称を記入

価格内訳書（印刷業務）

※入札書と価格内訳書の委託業務名が異なる入札は無効となるので注意

品目・数量・単位については、案件ごとに市で設定(入力)します。様式の手換え等を行わないでください。

件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

各項目の合計金額を合計欄と一致させること。（1円単位まで）

合計金額欄は、必ず記載すること。入札金額と一致させること。（1円単位まで）
※一致しない場合は無効となるので注意

記載されている項目にのみ金額を記載するものとし、他項目を付け加えたりしないこと。
※値引き欄を設けるなどの端数調整も認められないので注意

品 目	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
○○○○○○○○○○	○○○	枚	○	○○○, ○○○
○○○○○○○	○○	部	○○	○○, ○○○
○○○○○○○○○	○○	冊	○○○	○○○, ○○○
合 計				○, ○○○, ○○○

※単価及び金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

第3号様式（第3条関係）

入札参加資格審査調書（一般委託業務）

会津若松市長

住 所 会津若松市〇〇町〇〇-〇〇
 商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇会社
 代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

入札者の住所、商号、代表者職氏名（委任先を設けている場合には委任先の営業所等の住所、商号、代表者職氏名）を記載

下記委託業務に係る入札参加資格審査調書を提出いたします。

記

委託業務番号、委託業務名は公告をよく確認のうえ正確に記載

- 委託業務番号 第 〇〇〇 号
- 委託業務名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務

3 配置技術者

※技術者については、配置の必要がある場合、その
 当該書類提出後の配置技術者の変更は、病休、退職等

各公告で定める資格を有する配置技術者を記載
 （公告で定めていない場合、記載は不要）
 ※配置技術者の変更は、病休、退職等の特別の理由がある場合以外は認められないので注意

氏 名	〇〇 〇〇	法令による取得資格及び免許番号
		〇〇〇〇〇〇
氏 名	〇〇 〇〇	法令による取得資格及び免許番号

4 業務実績

各公告で定める同種業務実績について記載
 ※過去に受注した業務で完了している業務

業種 〇〇〇〇	委託業務名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
発注者名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		履行年度 令和〇年度
業務概要 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇		契約金額（円） 〇,〇〇〇,〇〇〇

5 その他

当該調書のほか、市から提出の指示があった書類については、速やかに提出すること。

以下の事項について誓約いたします。

- ・この調書のすべての記載内容は、事実と相違ないこと。
- ・配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・この誓約に反する事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに異議を申し立てないこと。

入札契約関係様式

商号又は名称（ ）				
価格内訳書（印刷業務）				
<u>件名</u>				
品 目	数 量	単 位	単 価（円）	金 額（円）
合 計				

※単価及び金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

入札参加資格審査調書（一般委託業務）

年 月 日

会津若松市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

下記委託業務に係る入札参加資格審査調書を提出いたします。

記

1 委託業務番号 _____

2 委託業務名 _____

3 配置技術者

※技術者については、配置の必要がある場合、その者を記載すること。

当該書類提出後の配置技術者の変更は、病休、退職等の特別の理由がある場合以外は認めません。

氏 名		法令による取得資格及び免許番号
氏 名		法令による取得資格及び免許番号

4 業務実績

業種	委託業務名	
発注者名		履行年度 年
業務概要		契約金額（円）

5 その他

当該調書のほか、市から提出の指示があった書類については、速やかに提出すること。

以下の事項について誓約いたします。

- ・この調書のすべての記載内容は、事実と相違ないこと。
- ・配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・この誓約に反する事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに異議を申し立てないこと。

紙入札（見積）承認願

年 月 日

会津若松市長あて

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

このことについて、電子入札システムによる入札（見積）案件に下記の理由により入札（見積）参加できないため、紙入札（見積）による参加を承認願います。

記

業務委託名（件名）： _____

（電子入札システムでの入札（見積）参加ができない理由）

《具体的な状況等》

紙入札（見積）承認（不承認）通知書

年 月 日

様

会津若松市長

紙入札による入札（見積）参加について、下記のとおり通知します。

記

委託業務名（件名）： _____

1. 承認する	
2. 承認しない	(理由)

紙入札（見積）用入札（見積）書

委託業務番号 第 号

1 委託業務名（件名）

2 入札保証金 免除

この委託業務を次の金額で請け負いたいので入札（見積）します。

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	記	百	拾	円

※ ただし、入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

くじ入力番号

--	--	--

年 月 日

入札（見積）者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

会津若松市長あて

記

履行場所

印 ×

会津若松市長 あて

連絡先TEL ()

2) 発行責任者及び担当者の在籍を確認する場合があります。在籍が確認できなかった場合は受理できません。

質問書

年 月 日

会津若松市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり質問します。

記

委託業務名

質問事項（質問事項が多い場合は、別紙に記入）

質疑応答書

年 月 日

様

会津若松市長

年 月 日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答します。

記

委託業務名

回答内容